

財 関 第 1666 号
平成 19 年 12 月 17 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

関税法基本通達等の一部改正について

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の附属書 A(品目別規則)及び附属書 B(原産地証明の必要記載事項)の改正に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成20年1月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 条約等基本通達(昭和47年3月1日蔵関第106号)の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

(了)